

横浜市医療局病院経営本部工事請負契約の入札  
に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱

制 定 平成 29 年 4 月 10 日  
最近改正 令和 3 年 9 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、医療局病院経営本部が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第 2 条 設計書に係る積算内容の疑義申立ては、医療局病院経営本部が発注する工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

(申立て手続)

第 3 条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、積算疑義があるときは、開札日の午後 1 時から、これを申し立てることができる。

2 前項に規定する申立ては、開札日から起算して 3 日目の午後 5 時までに積算疑義申立て書（第 1 号様式）を工事発注課長（公告又は指名通知書に記載された工事発注課の長をいう。以下同じ。）に提出することにより行わなければならない。

3 入札参加者は、前項に規定する申立てを行うにあたり、開札日の午後 1 時から前項に定める期限までの間に金額入り設計書を閲覧することができる。

4 前 3 項に規定する期日及び期間について、発注者が別途指定した場合は、これによるものとする。

5 第 3 項に規定する閲覧は、金額入り設計書閲覧請求書（第 2 号様式）を工事発注課長に提出することにより行わなければならない。

6 入札参加者は、第 2 項及び前項に規定する書面の提出にあたっては、当該積算疑義が生じた入札の開札済通知書を添付しなければならない。

7 第 1 項から第 3 項に規定する期日及び期間は、横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月条例第 54 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除いて定めるものとする。

(申立ての回答)

第 4 条 積算疑義の申立てがあったときは、工事発注課長は積算内容を確認し、当該入札に係る落札候補（予定）者通知書の送付又は入札中止公告の前までに、当該申立てに対する確認結果を書面により回答するものとする。

(申立て結果の取扱い)

第5条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、前条の確認結果に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがなかった場合は、当該入札事務を続行する。
- (2) 積算内容に誤りがあった場合は、当該入札を中止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

第1号様式(第3条第2項)

年 月 日

横浜市病院事業管理者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
担当者連絡先

### 積算疑義申立て書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 開札日
- 4 申立て内容及び理由

--

※ 当該申立て書の提出にあつては、開札済通知書を添付すること。

※ 申立て内容は、具体的に記載してください。

第2号様式（第3条第4項）

年 月 日

横浜市病院事業管理者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
担当者連絡先

## 金額入り設計書閲覧請求書

次の工事の入札に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 開札日

※ 当該請求書の提出にあつては、開札済通知書を添付すること。